

Information
 07
 医療局職員を募集します

■職種、受験資格、申込期間など

職 種	採用予定	受験資格	試験日	申込期間	合格発表
看護師	20人程度	▶免許保有者＝昭和51年4月2日以降生まれの人 ▶免許取得見込者＝昭和61年4月2日以降に生まれ、令和8年3月31日までに卒業・免許取得見込みの人 ※長期勤続によるキャリア形成の観点から応募資格に年齢制限を設けています	第1回 5月11日(日)	4月7日(月)～ 4月25日(金)	5月23日(金)
			第2回 7月27日(日)	4月26日(土)～ 7月11日(金)	8月8日(金)
理学療法士 作業療法士	各1人程度	各免許を有する人または令和8年3月31日までに卒業・免許取得見込みの人	第3回 10月19日(日)	7月12日(土)～ 10月3日(金)	10月31日(金)

※採用は令和8年4月1日の予定です

【試験会場】登米市民病院・地域医療連携センター

【試験種目】小論文試験(1時間)、人物(面接)試験、健康診断、資格調査

【受験申込書の配布】申込書は、医療局経営管理部経営管理課で配布します。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、宛先を記入して140円

切手を貼った返信用封筒(A4版が入る大きさ)を必ず同封してください。申込書は、市医療局ホームページからもダウンロードできます

【申し込み・問い合わせ】医療局経営管理部経営管理課(人事係)
〒987-0511 追町佐沼字下田中25
☎ 0220(21)6888



環境事業所だより vol. 8

市民の皆さんへ、環境事業所の仕事について、シリーズで紹介しています

フードドライブの回収場所を拡大します
食べきれない食品はフードドライブへ

フードドライブとは、家庭で食べきれない食品を回収し、福祉団体などの皆さんへ提供する活動で、ごみの削減と社会貢献につながります。

日本では、食べきれず捨てられてしまう食品(食品ロス)の量が年間約472万トン、1人当たり約38キログラムになっています。

市では、フードドライブを南方庁舎で実施してきましたが、令和7年4月から回収場所を市内8箇所に拡大しました。食品ロスを減らすため、食べきれない食品の提供をお願いします。

【回収場所】各総合支所に回収ボックスを常設
※豊里地区は、豊里公民館で実施

【対象となる食品】

- ・常温で保存できる未開封の食品
- ・賞味期限の記載があり、期限が1カ月以上ある食品

【食品例】

▶インスタント食品、レトルト食品

▶茶、コーヒーなどの嗜好品(アルコール不可)▶しょうゆ、みそなどの調味料▶魚、果物などの缶詰▶うどん、パスタなどの乾物類

※米は玄米が対象。精米は、精米日、賞味期限の記載があれば回収します

【問い合わせ】環境事業所廃棄物対策課
☎ 0225(76)0102



Information
 05

再生可能エネルギー設備の導入などを支援

●再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金

機器の購入や設置の費用を補助します。

【対象機器】木質バイオマス燃焼機器

【対象者】次の要件を全て満たす人①市内に住所があり、住宅に機器を設置する個人または市内に事業所もしくは事務所を有する事業者②交付決定日以降に機器を設置する③市税に滞納がない④これまで当該補助金を交付されていない

【補助金額】補助対象経費の3分の1(補助上限額≒10万円)

【申込期限】令和8年3月10日(火)／予算額に達した時点で受け付けを終了します

●電気自動車等導入支援事業補助金

電気自動車などの導入経費の一部を支援します。

【対象者】①市民または市内事業者②市税に滞納がない人

【対象自動車】電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車のいずれかで、次の全てに該当すること①車検証に「自家用」と記載

されている②使用の本拠の位置が登米市内である③令和7年1月1日から12月31日までに初度登録されている

【補助要件】次の全てに該当すること①新車で購入またはリース契約していること

(リース契約の場合は、契約期間が4年以上で、新車購入と同等程度の債務が発生する見込みであること)②車検証に記載されている所有者または使用者であること

【補助金額】10万円

【申込期限】令和8年3月31日(火)／予算額に達した時点で受け付けを終了します

●共通事項

【申込方法】申請書と必要書類を提出してください

※詳しくは、市公式ホームページをご覧ください

【申し込み・問い合わせ】市民生活部環境課(環境政策係)

☎ 0220(58)5553



市公式ホームページ「補助・助成」

Information
 06

令和8年度以降、市で設置している浄化槽が「個人設置型」に変わります

本市ではこれまで、市が浄化槽を設置し、使用者からの使用料により維持管理する「市設置型」で浄化槽の整備を進めてきましたが、令和8年度からは、個人で浄化槽を設置・管理し、市が設置費用の一部を補助する「個人設置型」へ整備方式を変更します。

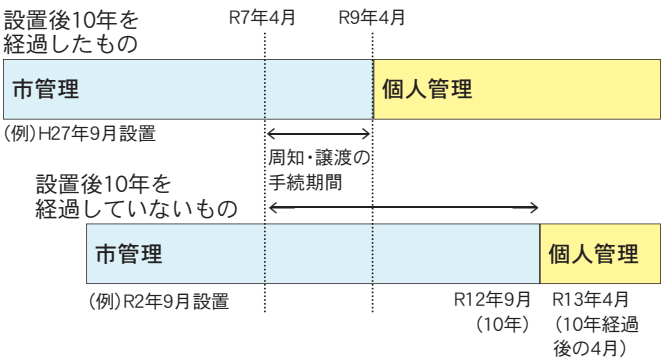
●令和8年度以降の浄化槽の設置(個人設置型)

個人で業者を選定し、浄化槽を設置することになります。市では、申請者に対して設置補助金を交付します。

●令和9年度から、市設置浄化槽の譲渡を開始します

市が管理する設置後10年を経過した浄化槽および市が個人から寄付を受けて維持管理をしてきた浄化槽は、順次、住宅所有者、使用者または土地所有者に無償で譲渡します。譲渡後は、個人管理となり、浄化槽の保守点検や清掃、水質検査は個人で専門の業者へ依頼することになります。

■譲渡までのイメージ



●令和7年度浄化槽設置申請を受け付けています(市設置型)

【申込要件】▶公共下水道事業、農業集落排水事業の整備計画がない区域であること▶市と使用者の土地使用賃借契約ができる個人の宅地であること▶浄化槽を設置できる広さの土地があること▶一般住宅へ設置するもの(事業所、アパートなどは対象外)▶令和8年2月末までに浄化槽設置の完了ができること

【受益者負担金】11万3千円

【設置予定基数】80基

【申込期限】11月28日(金)

※設置予定基数に達した場合は受け付けを終了します
※申請方法など、詳しくは上下水道部ホームページをご覧ください

【申し込み・問い合わせ】上下水道部下水道施設課(下水道整備係) ☎ 0220(52)3320

上下水道部ホームページ

